



月報

2

全缶協

(44, 2, 28, M. 26, VOL. 3)

2月の行事	1
◇理事 会	2
◇日缶協へ製造工場缶マーク「地区別一連番号制」を回答	5
◇果 実 部 会	6
◇蔬 菜 部 会	8
◇筈缶詰新規格に関する加工食品部会の協議結果	10
◇東部地区筈缶詰懇談会	11
◇中部地区筈缶詰懇談会	12
◇西部地区筈缶詰懇談会	14
◇たけのこ・アスパラガスのJAS規格告示案が内定	15
◇蔬 菜 部 会	21
◇規 格 部 会	23
◇全国食品缶詰公正取引協議会第2回常任理事連絡会	25
◇缶詰規格連絡協議会〔第3回〕	28
◇缶詰用黄桃に関する検討会	36
公正競争規約施行後の旧版標示による 印刷空缶の取扱について	39
◇第3回統一伝票促進懇話会	41
◇公正競争規約についての説明会	43
会 員 消 息	43
事務局報知	44

全国缶詰問屋協会
Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地
八重洲通ビル7階

電 話 東京(273)9289番

2月の行事一覧表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
果 実 部 会	2月 7日	11,00~12,00	㈱北洋商会	21名
蔬 菜 部 会	"	13,00~14,00	"	21名
規 格 部 会	"	14,00~16,00	"	16名
協議会常任理事連絡会	2月10日	10,00~13,00	"	全缶協 5名 他関係団体
缶詰連絡協議会	2月12日	13,30~15,30	日 缶 協	全缶協 5名 他関係団体
規 約 説 明 会	2月12日	13,00~	富士銀行 仙台支店	
	2月14日	14,00~	函館市 共愛会館	
筒缶詰東部地区懇談会	2月18日	13,30~15,30	㈱北洋商会	28名
" 中部地区懇談会	2月19日	15,00~	名 古 屋 都ホテル	17名
" 西部地区懇談会	2月20日	14,00~16,00	味の素 支阪支店	26名
理 事 会	2月25日	10,30~12,00	㈱北洋商会	21名
蔬 菜 部 会	"	13,00~15,00	"	20名
規 約 説 明 会	2月26日	14,00~16,00	都福祉会館	輸出協査 協会対象
第3回統一伝票懇話会	2月27日	14,00~17,00	日本 商工会議所	12団体

3月の行事予定

協議会常任理事連絡会	3月 1日	10,00~	製缶協会	
筒缶詰全国大会	3月 8日	13,30~	島原市 南風樓	

理 事 会

日 時 昭和44年2月25日 10:30 ~ 12:00時
(12:00 ~ 13:00時昼食)

場 所 (株)北洋商会 7階会議室

議 題

1. 43年度収支状況報告の件
2. 43年度会員移動報告の件
3. 43年度事業経過報告の件
4. 44年度事業計画(案)に関する件
5. 製造工場マーク簡素化に伴う地区別一連番号制採用の件
6. 果実飲料の表示に関する公正競争規約設定に伴う協議会団体加入に関する件
7. そ の 他

※ 理事会審議の内容

製造工場マークの簡素化については在京規格部会、規格部会等で全会協側の意見の統一を行なったが、この案件は重要問題であるだけに理事会の承認を得る必要があり開催されたもの。なお、43年度事業の中間報告、44年度の事業計画についての骨子等についても審議がなされた。

1. 43年度収支状況報告

43年4月1日より44年1月31日までにおける収支決算の状況を事務局より報告。

総収入 11,628,325円。総支出 8,496,359円。差引残高は 3,131,966円となっている。

2. 会費未納会社について

44年2月20現在、会費未納会社は54社113万円であるがこの未納会社に対しては事務局から再度請求書を送付するとともに、個々取引のある理事店からも口添え願うことになった。なお、一般会員のメリットを考える必要があるということから次年度は缶詰の需要期に缶詰販売促進週間といったものを設けてその期間中に全缶協会員に限り缶切を無料配布するといった方法を実施しようということになった。この予算として一応600万円程度メーカーにも賛助願うという考え方であるが、その具体的(案)については、あらかじめ事務局で作成し改めて普及宣伝部会に諮り正式に決定したいとの会長の考えが示された。

3. 43年度会員移動報告の件

退会会員は22社であり、44年度は会員260社程度と見られるとの専務理事からの説明があった。

4. 43年度事業経過報告の件

新年度の総会に報告する43年度事業報告書に盛り込む内容についての考え方を専務理事から説明を行なった。

43年度は表示に関連した会合が多く、規約の設定により協議会が設立され、農林省の要請で缶詰規格連絡協議会も設立された。また、43年度から缶詰共同宣伝が実施されたことなど主要な事項を柱として品種別による各部会の活動を部会別に重点的に取り上げ特に規格部会の活動においては農林規格、公正競争規約等主に表示の問題を具体的に取り上げてまとめたいとの意向が述べられた。

5. 44年度事業計画について

総会前の理事会に正式な案を作成して諮ることになるが、本理事会において一応新年度事業計画に織り込むべき内容について専務理事から説明がなされた。

特に44年度は関連団体、諸官庁との連繋と協調を図ってゆく必要があり、こう

した内容を盛り込むとともに次の3つの方針を柱として事業の推進を図る。

- ① 共同宣伝に対応する販売の促進
- ② 適正価格形成への諸施策の推進
- ③ 品質向上と信頼性の強化

以上3方針を骨として44年度の事業計画(案)の作成に着手することになった。

6. 製造工場缶マーク簡素化に伴う地区別一連番号について

規格部会で一応の結論でのた「地区別一連番号制」について更に検討されたが問題としてこれ以外の対案はなく、消費者から見ても妥当であり、しかも一番合理的な方法であるとの結論であり、出来るだけ早く日缶協田上会長宛に返書として「地区別一連番号制」の採用方の要請書を提出することが全員異議なく承認された。

7. 果実飲料の表示に関する公正競争規約設定に伴う協議会 7. 団体加入に関する件

果実飲料の協議会加入は団体加入が建前えとなっており、全缶協が参加するかどうかについては一応果実部会、規格部会で意志統一が図られたが、現行業界案作成による規約が設定されたあつきには全缶協も団体加入することがこの理事会で正式に承認された。なお、協議会の規模、会費の額等は未定である。

8. その他の

東京都食品卸同業会では、返品問題についての検討を行なって来ているが2月26日の同実行委員会で正式決定を見ることになっているので、小売店に対する返品問題についての文書を全缶協と連名で提出したいとの申入れがあり、全缶協もその主旨に賛成であるという立場で文書提出に協力することを承諾した。

日缶協へ製造工場缶マーク「地区別一連番号制」 を回答

2月25日の理事会において製造工場缶マークは「地区別一連番号制」を全缶協側は採用することを決定し、2月26日付で日缶協田上会長宛全缶協会長名をもって正式回答を行なった。

回答内容は次の通り。

理 発 第20号

昭和44年2月26日

社団法人 日本缶詰協会

会長 田上 東 稲 殿

全国缶詰問屋協会

会長 浅井 二郎 ◎

製造工場缶マークの「地区別一連番号制」 採用の件

拝啓 ますますご隆昌にて大慶に存じます。

さて、去る1月11日付貴信をもって「製造工場缶マークの整理および簡素化について」検討ありたき旨のご依頼に基き検討を重ねましたが、弊協会に取りましても重要事項でございますので去る1月27日の在京規格部会で協議し、続いて2月7日の規格部会に於て意見の統一を行なったうえ、さらに2月25日の理事会でこれを諮りましたところ、弊協会におきましては全員一致して次の通り正式決定を得ましたのでご回答申しあげます。

1. 製造工場缶マークは製造者個有のマーク（ローマ字綴）ならびに販売者個有のマークは廃止し、「地区別一連番号制」を採用する。

但し、缶胴に標示するブランド所有者（製造者又は販売者）の住所氏名の標示を行えば差支えなきこととすることを前提条件とする。（現行通り）

2. 本規定の実施にあたっては施行日前までの製造に係る製品（旧缶マーク）の販売には影響を及ぼさぬものとする。
3. 地区別一連番号の地区の区分は全国を北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の8地区とし、北部より順に「1.2.3.……8」までの1桁の番号を当てる。

また当該地区的工場番号は「001」からはじまる8桁標示とし、その組合せは次のようにある。



4. 地区別一連番号の缶マーク使用は1工場1マークに限る。

上記の通りでありますが、本案が缶詰の将来のためにも、実情に即した合理化であると存じます。

貴協会におかれましても何卒諸般の情勢をご勘考下され、是非とも弊協会決定の「地区別一連番号制」による製造工場缶マークの早期実施にご尽力賜りますようお願い申しあげます。

敬 具

果 実 部 会

日 時 昭和44年2月7日 11.00～12.00時

場 所 株 北洋商会 7階会議室

議 題 1. 新物みかん缶詰の需給情勢に関する件

2. その他

※ 部会討議の概要

新物みかん価格について年内までは冷静な態度で推移してきたが、ここにきて原料事情に変化をきたし、原料高となったので、この時点における情況分析と同時に全価協側の姿勢、態度をどういう方向に向けたらよいか等につき意見の交換を行なった。

1. 原料状勢について

原料価格は1月20日頃から2~3円値上りし、1月末から2月初旬にかけて各地区とも大巾に値上りしている。このため一時操業をストップするといった工場もでできているが果して原料が底をついているのかどうかと検討した。

ことしのみかんの生産は、204万6千トン(前年比128%)とみてその89.7%が残っていると予想される。

昨年は37.5%の残存率であり、従ってことしの壊産分を含めると昨年比55%増の残存率となる。現在のところ農家は強気で出荷は急いでいないが、暖冬で今後相当量が市場に出荷されるにつれて価原もでてくるのではないかという見方もある。

2. 生産数量について

年内260~270万箇、年越し1月末までは約170万箇。従って430万箇位までは1月末で製造されたものと見られる。2月以降は現在の原料価格では160~170万箇がせいぜいで、最終的には良くできて昨年並みとの大方の見解であったが、これも生果向けは相当量残っているとの見方もあるって価格的に折合えばまだ生産可能な状況におかれているので慎重を要するとの意見があった。いずれにしても、みかん価格のあとは筈までこれといった仕事もなく出し値次

第でいくらでもできる環境にあるが、ことしはブローカン、2号・4号缶が増え5号缶のサイズ比率は例年より少なく、現時点で100万缶に達していないと見られる。今後の動向は5号併用サイズの生産量によって決ってくるので、なお自重を要するという結論である。

蔬 菜 部 会

日 時 昭和44年2月7日 18:00～14:30時

場 所 横北洋商会 7階会議室

- 議 題
1. 新物筍缶詰需給情勢に関する件
 2. そ の 他

※ 部会討議の概要

昨年筍缶詰は予想外の減産により、今まで経験したことのない高値となったが、これは昨年生産量が120万本に達しなかったための絶対量の不足によるものである。ことしは各地区とも豊作ないし大豊作との予想であり、在庫も生産時期までには、皆無となり、ゼロから出発することになるが、こうしたことから新物への期待は生販とともに旺盛である。しかし、ことしこそ自重すべき年であり、一つ間違えば大変な事態になりかねない情勢にあるため、まず問屋の姿勢を確認する意味において、本部会では昨年同様東京・名古屋・大阪の3地区で青果業者、販売業者とで懇談会を開き、そこででた意見をもとに、あらためて蔬菜部会で最終的に問屋の統一見解をまとめていこうということになった。

1. 新物筍缶詰生産見通しについて

在庫ゼロからの生産であり、しかも各地区とも豊作、例年より2週間程度早い

との予想である。また年末には有史以来といひ驚くべき価格がでた。こうした環境から新物筍缶詰の生産意欲は生販ともに旺盛である。特にこうした年は早積みをすれば早期の高い原料を使用することになり、ピーク時になっても原料価格を下げ切れないといった事態になる。

今年は、こうした高値増産につながる危険性が多分にあるわけで問屋自からの姿勢が大切で慎重を要する。いずれにしても非常に困難な年であるとの結論からパッカーにもその考え方を反映させる必要があり、地区別懇談会を開いたあと再度蔬菜部会をひらき筍缶詰全国大会までには全缶協としての統一見解をまとめるがお互に自重してやっていこうという話合がなされた。

2. 筏缶詰新規格に関する件

種々検討され商慣習上かえって混乱を起すといった面もあり、次の点を修正するよう2月12日の缶詰規格連絡協議会に要望することになった。

1. 等級は1等・2等・3等でなく流通段階で使われているA級・B級・C級を希望する。その理由として1~3等の場合例えば2S・2L等のサイズの呼称と等級とが混同されるおそれがあり、混乱を生ずる。
2. 丸缶の場合の缶マークの品名のうち原料の種類、調理方法は省略することができ形、大小のみの表示でよい(但しその説明を付す)ことになっているが白缶が多い実情に鑑みむしろ水煮は水煮を表わす記号をはっきり打ち出すべきである。
3. 丸缶の品名で「たけのこ(全形)」、「たけのこ(二ツ割)」と表示することになっているが、丸缶の場合、大半が全形であり一般通念上からいっても全形だけは表示しなくてよいよう考慮願いたい。
4. 「たけのこ」の表示は「筍」と漢字で表示されるものが多く、「筍」表示も可とされたい。
5. 新表示に対する猶予期間を認められたきこと。

筍缶詰の新規格に関する全缶協修正要望事項に対する 加工食品部会 協議結果

去る2月7日、全缶協蔬菜部会において筍缶詰の新規格について協議した結果通流段階の実情からみて若干修正を要望しなければならない点が生じたので2月12日の缶詰規格連絡会の席上で農林省農林經濟局消費經濟課長補佐松岡正次氏に全缶協側要望事項を伝え、2月13日の農林物質調査会加工食品部会で検討されることになった。

※ 加工食品部会の協議結果

2月13日の農林物質調査会加工食品部会において筍缶詰新規格に関する全缶協側要望事項は次の通り配慮される旨、日缶協事務局より連絡があった。

1. 1等・2等・3等(不合格品は等外と呼称する)をA B Cと呼称することについてJAS検査の格付は1等～等外とする。但し実際取引上のA B C Dを採用することはさしつかえない。
大型缶にあっては品名の次にA～Dと示すことができるよう便宜が図られた。
2. 丸缶の場合の品名は「たけのこ」又は「たけのこ水煮」のいずれにても可。
(丸缶の場合の品名の缶記号は必ずしも打ち出さなくてもよい。但し「たけのこ水煮」とすることができる。)
3. 丸缶の品名で「たけのこ(全形)」と表示することについてはこれを削除する。但し二ッ割は当然「たけのこ(二ッ割)」と表示のこと。
4. 品名に「筍」の漢字を用いることは本年はやむを得ないとしてもなるべくひらがなで書くよう農林省の指導方針とする。
5. 丸缶の新表示に対する猶予期間については44年9月30日まで考慮することになった。

[そ の 他]

- ① サイズの説明は本数表示が至当である。
- ② なるべく早い機会に説明会を開催する。

東部地区筍缶詰懇談会

日 時 昭和44年2月18日 13:30~16:30時
場 所 株北洋商会 7階会議室
議 題 1. 筍缶詰の在庫状況について
2. 新物筍の作柄ならびに缶詰生産見通しについて
3. 輸入筍缶詰の状況と見通しについて
4. 筍製造期の野菜の見通しについて
5. 新物筍缶詰の受入体制について
6. 筍缶詰の新規格について
7. その他
出 席 28名

※ 懇談会の概要

1. 筍缶詰の在庫状況について

関東以北は国内産は殆んどなく、京浜地区で1万本程度。これも新物出回りまでには売切れの見込み。この在庫のうち案外ヘタが残っている。
在庫については特に考慮する要なし。

2. 新物筍の作柄ならびに缶詰生産見通しについて

各地区とも豊作であり、本年は例年より2週間程度早い。生産意欲は旺盛で200万本以上、最高240万本にも達する可能性あり。製造期間も長いと見る。

(3) 輸入筍缶詰の状況と見通しについて

昨年の台湾筍缶の生産は80万%程度と見られうち日本への輸出は1号缶35万%，5G缶25万本、計55万%前後と推定される。

関東地区の台湾筍缶在庫は2～3万本と見る(青果業者の今年の扱いは8万本程度)一時より若干弱含む。相場の出なかった原因の一つとして事故缶の処理があげられる。中華材料用として現在売っているものの9割5分は台湾筍缶であり、その位に浸透してきた。本年の国産ものが高値なら日本産は買わないという意見もあった。ただし八百屋筋ではあまり受入れられていない。

(4) 筍製造期の野菜の見通し

本年は春ものと夏もの野菜の出回りがかかるって出るのではないかと見られる。44年度は殆んどの野菜が増産見通しである。

(5) 新物筍缶詰の受入体制について

- ① 早積み出荷を抑制する。
- ② スソものの増産が懸念され、2～3等の筒などについての対策が必要。

(6) 筍缶詰の新規格について

3月1日告示、4月1日から施行となるたけのこ大型缶詰の日本農林規格について最終的に修正された事項を事務局より説明、特に標示に関する点につき内容の説明を行なった。

中部地区筍缶詰懇談会

日 時 昭和44年2月19日 15.00～18.00時

場 所 名古屋都ホテル 3階会議室

- 議 題
1. 筍缶詰の在庫状況について
 2. 新物筍の作柄ならびに缶詰生産見通しについて
 3. 輸入筍缶詰の状況と見通しについて
 4. 筍製造期の野菜の見通しについて
 5. 新物筍缶詰の受入体制について

6. 筒缶詰の新規格について

7. その 他

出 席 17名。

※ 懇 談 会 の 概 要

(1) 筒缶詰の在庫状況について

在庫は5,000本～10,000本と見られる。このうちスンもの多し。

ヘタ、ツツ等が残っているのは国内産が高く台湾ものに乗りかえたことが影響。

(2) 新物筒の作柄ならびに缶詰の生産見通しについて

各地区とも葉の色つきよく豊作見込である。

原料出回りは昨年2週間おくれていたが、本年は逆に例年より2週間早く出回るもよう。みかん缶詰の製造が手スキとなって来ただけにパッカーも早く着手したいという希望をもっている。生産予想は産地側の労力問題も加味して考えなければならないが、200万本～220万本と推測される。ことは最盛期のピークは2回あると見られ、期間も長からうとの見方である。

(3) 輸入 筒缶詰の状況と見通しについて

昨年の国内生産が110万本、台湾筒の輸入量は55万本程度。従って昨年出回り量の $\frac{1}{3}$ が台湾筒缶であったと見ることができ、台湾ものが無視できないところまできた。

本年も昨年並位輸入されよう。

(4) 筒製造期の野菜の見通しについて

秋冬ものは安値出回りであり、昨年全野菜の平均価格がkg当たり56～57円であったのに對し、本年はk35円となっている。今後の予想としては野菜類は昨年並み、軟弱野菜は多少上向き、土野菜は現在と変わらずと見る。春野菜は早くから出回ろう。

(5) 新物筍缶詰の受入体制について

要は先走りを自粛することにつきる。昨年暮れ5.000円の値が出たといつても全体の数から見れば10%程度のものであり、本当にその値で末端で売れたかどうか。これは多分に人為的につくられた価格である。

(6) 規格についてはJASマークの色分けを希望。

西部地区筍缶詰懇談会

日 時 昭和44年2月20日 14:00 - 17:30時

場 所 味の素㈱大阪支店 新館2階会議室

- 議 題
1. 筍缶詰の在庫状況について
 2. 新物筍の作柄ならびに缶詰生産見通しについて
 3. 輸入筍缶詰の状況と見通しについて
 4. 筍製造期の野菜の見通しについて
 5. 新物筍缶詰の受入体制について
 6. 筍缶詰の新規格について
 7. その他

出 席 26名。

※ 懇談会の概要

(1) 筍缶詰の在庫状況について

在庫は殆どなし。

(2) 新物筍の作柄ならびに缶詰生産見通しについて

大豊作のきさしあり、京都地区は昨年の倍という見方もある。出回りも例

年より早い。生産は200万本以上、最高250万本を予想する向きもあった。

(3) 輸入筍缶詰の状況と見通しについて

台湾はことし増産されよう。特にことしは台湾ものと国内産との価格差は相当開らくのではないかとの見方もあり、スソものは競合気配。

(4) 筍製造期の野菜の見通しについて

春野菜は平年作と見られるがすでに市場に出回りつつある。従って3~4月の春野菜は若干強含む可能性があるのではないか。

(5) 新物筍缶詰の受入体制について

消化能力は200万本と見られ、ことしは料理屋向け、八百屋向け等の用途による価格のたてわけが必要ではないかとの声もあった。

いずれにしても当初の価格については慎重にのぞみ、特に早積みを抑制する。また輸入筍缶詰が固定しつつあり、スソものについては十分警戒を要するなど話合った。

(6) 筍缶詰の新規格について

- ① JASマークは色分けを希望。
- ② 新規格の標示に関しては猶予期間を要請する。

たけのこ・アスパラガスのJAS規格告示案が内定

標記食料かん詰のJAS規格の設定および一部改正について、2月13日東京虎の門共済会館会議室において、農林物資規格調査会加工食品部会が開催され、下記の規格案について審議された結果3月1日告示、4月1日施行の予定であり、その内容は以下のとおりである。

1. たけのこ大型かん詰の日本農林規格の制定について

たけのこ大型かん詰（18リットルかん、9リットルかん）については、品質上の格差がみられるため全国的に規格を統一する目的で、JAS規格が制定されることとなった。その規格（案）の概要はつきのとおりである。

1) 適用の範囲

もうそうちくのたけのこを水とともに18リットルかんまたは9リットルかんに詰めて密封し、加熱殺菌したものを対象とする。

2) 規格の区分

全形 節間が著しく長くないたけのこで、欠損または切断していないものを詰めたもの。

割 全形のたけのこを縦に2つ割りしたものを詰めたもの。

先折 先端部が欠損しているものを詰めたもの。

傷 先端部以外の部分が欠損しているものを詰めたもの。

先 先端部を詰めたもの。

切 輪切りしたもの詰めたもの。

筒 節間が著しく長いたけのこで、欠損または切断したものを詰めたもの。

3) 等級

全形、割については1等、2等、3等および等外の4等級に、先折、傷、先、切および筒については合格および格外の2等級を定める。

4) 規格

規格の区分ごとに内容物の品位、内容量、かんの状態および表示についての基

準を設けたが、その概要はつきのとおりである。

- (1) 内容物の品位は「形態および肉質」、「香味、色沢および液」ならびに「その他の事項」の3項目について、5点から1点までの採点を行ない、等級の基準はつきのとおりとする。

① 全形、割について

1等 平均点が4.0点以上で2点または1点の項目がないもの。

2等 平均点が3.0点以上で1点の項目がないもの。

3等 平均点が2.0点以上で1点の項目がないもの。

② 先折、傷、先、切、筒について

合格 平均点が3.0点以上で1点の項目がないもの。

なお、この場合、「形態および肉質」はたけのこの品位として重要な項目であるので平均点以上であることとする。

- (2) 内容量、固形量 1.8リットルかん1kg以上、9リットルかん5kg以上

- (3) かんの状態 密封が完全で適当な真空度を保持し、外観およびかんの内面の状態が良好なものであること。

- (4) 表示 縦11センチメートル以上、横15センチメートル以上の様式につきの事項を記載して、かんの胴に示すこと。

(1)品名 (2)製造年月日 (3)形状 (4)内容個数 大きさを表わす記号
(5)固形量 (6)製造所の所在地および製造者の氏名又は名称(○○缶詰株式会社××工場)

別表として示されるサイズの基準および表示の様式はつきのとおりである。

全形のサイズ

かん型\記号	L L	L	M	S	S S	T 4 0
1.8リットルかん	10個～ 15個	16個～ 25個	26個～ 40個	41個～ 60個	61個～ 80個	
9リットルかん	5個～ 7個	8個～ 12個	13個～ 20個	21個～ 30個	31個～ 40個	41個～ 50個

かん型 記号	T 50	T 60	T 70	T 80	T 90	T 100
18 リットルかん				81個～ 90個	91個～ 100個	101個 以上
9 リットルかん	51個～ 60個	61個～ 70個	71個 80個	81個 以上		

先折、傷のサイズ

かん型 記号	大	中	小
18 リットルかん	25個以下	26個～60個	61個以上
9 リットルかん	12個以下	13個～30個	31個以上

先のサイズ

高さを表わす記号	高さ
大	10センチメートル以上 20センチメートル未満
小	5センチメートル以上 10センチメートル未満

切のサイズ

切断面の短径の長さを表わす記号	切断面の短径
大	6センチメートル以上
小	6センチメートル未満

表示の様式（缶詰に付す）

品名	たけのこ		
種類	全形	サイズ	L L
固形量	11kg	製造年月日	44.2.13
製造者	工場所在地 会社名		工場名

縦11センチメートル以上

横15センチメートル以上

注 内容を区別するため、A、B、C、Dの表示をなす場合は品名た
けのこの次に示すことができる。

告示44年3月1日、施行44年4月1日

2. たけのこかん詰日本農林規格の全面改正

品質格差の是正と徳島県条例による全面検査の実状を反映させるため、等級別基準の設定およびかん型の追加を行なう必要があるので、現行規格に全面的な改正を加える。その主な改正点はつきのとおりである。

1) 等級の規準

全形については1等、2等、3等および等外の4等級とし、割については1等2等および等外とする。なお、1等および2等は従来の規格の合格に該当する品質良好なものであるが、これより形状その他の品位が劣っているものについても3等の等級を設けることにより、JASの基準を拡げる。

2) 採点基準については、香味および液の採点を大型かん詰の規格よりも厳しくする。

3) 表示

(1) 品名を「たけのこ」、形状については、全形と示す必要はないが、2ヶ割

にあっては品名に併記し「たけのこ(2ヶ割)」と示す。

(ロ) 品名記号については、これを打ち出しまだ印刷する必要はない。打ち出し、又は印刷する場合の記号は全形のものにあっては B S W、割にあっては B S W H とすること。

(ハ) 内容個数を表わす記号の読み方を明記すること。(全形について)

④) 缶型の追加 5号かんと7号かんの全形および割の固形量、ならびに全形のサイズの基準をつきのとおり追加する。

かん型	固 形 量
5号かん	185グラム以上
7号かん	180 "

かん型 \ 記 号	L	M	S	T
5号かん	-	4個～5個	6個以上	-
7号かん	-	4個～5個	6個以上	-

告示44年3月1日、施行44年4月1日とする。ただし格付をおこなう場合表示については、44年9月30日までは、従前の例によることができる。

3. アスパラガスかん詰の日本農林規格の一部改正

選別工程を簡素化し、原料利用の合理化を図るため、現行規格をつきのとおり改める。

1) 現行の色によるホワイト、ペールチップド、グリーンチップドの区分を、ホワイトとグリーンチップドの2つの区分のみとする。なお、現行規格による「選別詰」、「混合詰」の区分に関する用語は廃止される。また廃止されるペルチップドのうち「頭頂から20%未満の部分が淡緑色のもの」はホワイトへ

「頭頂から 20% 未満の部分が紫色のものはグリーンチップドとして選別する。」

2) ホワイト、グリーンチップドの別を明記する。品名記号を打ち出し又は印刷する必要がなくなったが、自動的に示す場合はホワイト AWW、グリーンチップド ARW とする。

3) 基部の太さを表わす記号の読み方の説明をすること。なお、伍マーク上段の読み方として、ホワイトにあっては内容本数で、グリーンチップドは本数を示すことが無理なので太いもの、中位のもの、細いもので示すこと。

4) 以上の改正は 4 月 1 日より実施され、昭和 44 年 9 月 30 日までは経過措置が認められる。

蔬 菜 部 会

日 時 昭和 44 年 2 月 25 日 13:00 ~ 15:30 時

場 所 慶北洋商会 7 階会議室

議 題 1. 地区別箇伍詰懇談会の経過報告

① 東部地区について

② 中部地区について

③ 西部地区について

2. 新物箇伍詰に関する件

3. 箇伍詰の新規格に関する件

4. 箇伍詰全国大会に関する件

5. そ の 他

※ 部会討議の概要

この部会では、8 地区での懇談会の意見を参考にして全協としての新物箇伍詰に関する最終的考え方をまとめたものである。

1. 新物筍缶詰について

1 在庫は新物生産時期まで一掃され、各産地とも豊作乃至大豊作と予想されている。特に昨年は減産による有史以来の高値で、これがことしの筍缶にわざわいする可能性が多分にあり、種々判断した結果、少なくとも3月末頃までの原料の見通しがつくまでは自重していこうとの方向が示された。年間の適正消化量は台湾産を含めて200万本であり、43年の台湾産は55万本であるから国内は150万本という数字が需給の面から見た適正数量といえる。生れ値が安ければ台湾産との競合関係も有利になるので、数量的には多少増産されても大きな危険がないが、高値うまれとなると台湾物との競合で特にスソ物に大きな影響を与える。過去のデーターが示すように41年に240万本の生産があり翌年に40～50万本を持ち越した。40年は172万本の生産であったがこのとしAM2.550円と生れ値が高かったため、30～35万本が売り残された。筍缶詰は料理屋向の高級品と一般大衆向との2つに分けて考えるべきであり、いわゆるスソ物と称する一般大衆向けが全体の75%～80%を占めている。昨年暮にでた5.000円以上という相場は過日の地区別懇談会において一部に人為的なものであったとの声もあったが、いずれにしてもないもの相場であり、ごく一部の料理屋向けの商品が対象であった。このように1級のM～S、2級のSS以上のものは特別な消費であり、絶対量が不足となれば相場も高騰するが全体の80%を占める2.3級のL.L、割、筒、等は他の一般野菜との競合関係にあり、また台湾産とも競合している。

台湾産は中華材料向けには90%程度まで使われており、また固定した客もついてきた。従って内地のスソ物との格差が300円であれば台湾産に圧迫される。昨年台湾産も値よく通っており、ことしも昨年並みは輸入されると見なければならないわけで上物、スソ物との格差をもっと設ける必要ありとの意見も一部にあった。

部会の結論としては、問屋自から早積みを慎しむが個々のパッカーにもその姿勢

を移していく。特にことは問屋の自肅が大切な年であり、また品質の面からも特に注意していこうということになった。

規 格 部 会

日 時 昭和44年2月7日 14:30～15:30時
場 所 (株)北洋商会 7階会議室
議 題 1. 製造工場缶マークの整理および簡素化に関する件
2. 果実飲料の表示に関する公正競争規約(案)ならびに協議会加入の件
3. そ の 他

※ 部会討議の概要

1月27日在京都会で検討した製造工場缶マークの整理および簡素化についての考え方を正式な規格部会として審議したものであるが、この結論はさらに理事会に諮り決定することになった。

1. 製造工場缶マークは「地区別一連番号制」を採用

製造工場缶マークは現在800種以上あり大手では一社60種位の缶マークを持っているのが実状で現状のまゝでは事故発生の場合迅速な措置がとれないという問題があり、特に地方保健所、東京都衛生局などから一工場一マークに統一すべきだとの強い要請が厚生省に寄せられている。また農林省も同じような考え方をしており、このまゝでは食品衛生法の改正により製造工場者の住所・氏名まで書けといったことになりかねないので、そうしたことにして至らせないためにも業

界自らが積極的な姿勢で整理簡素化しようということがねらいである。これについては1月11日付で日缶協田上会長から全缶協浅井会長宛に文書で簡素化のため検討ありたき旨の要請があった。（月報1月号掲載）

そこで本規格部会で慎重に検討の結果メーカー個有の缶マーク（ローマ字綴）および問屋の缶マークは廃止し、一工場一缶マークの番号制にし、全国を8地区程度に分け「地区別一連番号制」を採用するのが、一番合理的であり、かつこの方法以外には考えられないとの結論に達し、近く理事会を開いたうえ正式に決定することになった。

2. その他

オブザーバーとして迎えた日缶協平野常務理事から表示に関するように説明がなされた。

「消費者保護基本法の附帯条項に基づき新らしい問題が後から後から掲げられ、みなさま方にもご迷惑をかけている。農林物資規格法の改正は2月末を目標にして国会に提出するということである。

主な問題点は輸入品もJASの対象に取り扱い輸入品であってもJASはつけられることになる。また同時に表示を品質・規格と切り離し表示を義務づけること、輸入も内地品と同じに考える。JASがないものについても今後は表示に関して義務づけるという方針を打ち出している。JASの認定工場制は更に緩和する。その他表示の適正化について義務表示制が設けられる。われわれとしては協議会が発足し3月から施行するのでできれば公正競争の線に沿ってやってもらいたいということが業界の念願である。実は筒の大型・小型缶の農林規格が2月13日に最終的に決定するわけだがこれに連関して農林規格の具体的表示の基準を設けようということで必要な表示は一個所にまとめて「たけのこ（全形）」というように品名と併記することになる。公正競争規約より一步前進している。これからはサイズマークの内容を印刷缶に表示する。規約ではアスパラガス・ナメコ・イワシ（尾数）程度であったが、かき・アジ・サンマまで拡大してサイズ記号のあ

るものは全部その範疇に入ってくるわけである。製造工場缶マークもできれば一律番号制のようなものを設定したい意向であり、大体以上が農林省で聞いた程度のものであるが表示を義務づけられ、いま公取委のやっているように罰則規程が設けられ業界が最低守るべき事項として義務づけられる。また工場入り検査の条項も設けている。計量法等にはわれわれの公正競争規約には触れておらず、業界の自主的規制があるので特に公取委との調整を図るということはいっていない。一応問題点として考える点を申しあげた。】

全国食品缶詰公正取引協議会

第2回常任理事連絡会

1. 日 時 昭和44年2月10日 10:00～15:00時
2. 場 所 煙北洋商会 7階会議室
3. 出席常任理事 隅野、阿江、北田 3氏
4. 議 案
 - ① 規約適用除外の規則(案)ならびに適用除外申請手続きについて
 - ② 特選標示に関する検査方法について
 - ③ 内規事項について
 - ④ 印刷缶の改版について
 - ⑤ 内容量の基準設定申請について
 - ⑥ ほそたけのこJAS規格基準の追加について
 - ⑦ 市販缶詰の標示の実態調査について
 - ⑧ その他
5. 出 席 者 日本缶詰協会 専務理事 隅野 勇氏
常務理事 平野 孝三郎氏

日本缶詰協会		渡辺 駿太郎 氏
日本製缶協会	専務理事	阿江伸三氏
"	事務局長	山崎 力氏
東洋製缶㈱	第一営業部市場開発課	長谷川 雅一氏
"	工務部品質課	檜崎和夫氏
大和製缶㈱	販売調整課	中西保次氏
"	"	山本正勝氏
"	市場調査課	亀井克敏氏
"	品質管理部	田沢忠良氏
北海製缶㈱	業務部	片岡良裕氏
"	"	齊藤篤氏
全国缶詰問屋協会	規格部会長	橘田春男氏
"	専務理事	北田久雄氏
明治屋	食品課長	高崎康二氏
国分商店	仕入課長	安田銀次郎氏
全国缶詰問協会		中沢和雄

去る1月16日に開催の第1回常任理事会に引き続き缶詰の表示に関する内規（その1）の確任と、保留事項の再検討ならびに新らたに提起された内規的事項等を中心に協議した。

本常任理事会は3団体事務局の申しあわせにより会場輪番制で会議の進行は全缶協側がつとめることになり、北田常任理事が議長となった。

なお議案のうち、第4号・第6号・第7号議案および第8号議案については時間的都合で次回常任理事会に見送ることになったが、議案第1号から第3号および第5号についての協議の結果は次の通りである。



1. 規約適用除外の規則(案)ならびに適用除外申請手続きについて

公正競争規約附則の規定にもとづき規約第8条の規定の適用を除外する規定を設けるため、別紙規則第4号(案)が示されたが、種々検討の結果、様式1および様式2の申請書については1本化することはできないかとの意見もあり、その様式内容は事務局で検討することになった。

しかし届け出の方法としては施行日が44年3月2日からとなっており、3月1日から9月1日までの旧表示の空缶在庫については3月1日の時点において協議会に届出るものとし、さらに9月2日以降にパックするものにあっては9月1日までにその手持ち分を届出ることに話し合がすゝみ結局届出は2回の申請で終ることになった。

なおこれによって規則第4号(案)の第1条・第2条についてはさらに事務局において手直しされることになった。

2. 特選標示に関する検査方法について

JAS規格に基準のない製品で特選を標示したい場合は協議会に申し出て特例的に検査を受け、正式にJAS規格が設けられるまでの暫定期間これを認めるという申し合せとなった。

なお、この特選と関連し規則第3号第14条の特選等の文言中「平均点が4.0点以上あって、3.0点以下の項目のないものとする」とあるのは「3点未満の項目のないものとする」の誤りであったことが報告された。

また、現在特選標示の印刷用を手持ちしている者は、規約施行の日以降規約第5条を適用されるので、できるだけ3月1日までに製造を完了するよう、また3月2日以降はJASを受検し、基準に達したもののみに標示するよう3団体で事業者に衆知徹底することになった。

また、「世界的水準をゆく」等の標示も話題にのぼったが、「特選」の規定と同じ姿勢でゆくべきだとの基本的考え方はあるものの、現在これを標示し

ているものも現実にあるので全缶協においてもあらためて内部的に打合せを行なうことになった。

3. 内規事項について

内規事項については第1回の常任理事会で審議の結果、再検討すべき事項を中心協議を行なった。

4. 内容量の基準設定申請について

この規約はすべてJASを準用する建前となつてるのでJAS規格のないものの標示等については協議会で検討するとの話し合いがあつた。

註 特選表示について、その後訂正され旧版については平均点が4.0点以上のものを詰めることを前提として受検をしなくともよいことになつた。

缶詰規格連絡協議会

(第3回)

日 時 昭和44年2月12日 13:30~17:00時
場 所 日本缶詰協会 会議室
議 題 ① 農林物資規格法の一部を改正する法律(案)要綱に関する件
② 缶マークに関する件
③ その他
出 席 農林省消費経済課長宮崎武幸氏、同課々長補佐松岡正次氏。日本缶詰協会、日本製缶協会、日本鮑蟹缶輸水組、日本水産缶輸水組、日本秋刀魚缶輸水組、日本蜜柑缶工組、日本ジャム工組、日本魚介缶工協組、日本食肉缶工協組、日本缶詰検査協会、日本缶詰輸出組合、日本農産缶工組、全国缶詰問屋協会、以上各専務理事。
(日本鮑缶輸水組は欠席)

[オブザーバー]

全 缶 協 側 橘田春男氏、安田銀次郎氏、高崎康二氏、

広田正氏、植田収氏 以上5名。

日 価 協 側 東峰勝雄氏、井上忠三郎氏

※ 協議会の概要

この日の協議会は農林物資規格法の一部を改正する法律(案)および缶マークに
関し農林省側の説明がなされたあと業界側との意見交換を行ったもので、全缶協
側は橋田規格部会長をはじめオブザーバーとして4名が参加し、去る2月7日開催
の蔬菜部会ならびに規格部会で検討した筈大型缶、小型缶(丸缶)の新規格につ
いて農林省消費経済課長補佐松岡正次氏に要望事項を述べ2月13日開催される
農林物質規格調査会加工食品部会に諮り、全缶協の実状に即した希望が入れられ
るよう要請した。本協議会の大要につき順を追って述べると次の通り。

農林省農林経済局 消費経済課長 宮崎武幸氏 挨拶

『農林物資規格法の一部を改正する法律案に関しては今月に入って農林省とし
ての法文化がまとまった。かたちは從来と変わらないがこれが法律となる訳である。
法律化するにあたり、厚生省、公取委、経済企画庁、大蔵省その他関係各
省との連絡は終了している。農林省はこの各省からの意見、要望等を得たうえ
で政府案として国会に提出する段取りである。

いま各省の出方を待っている訳だが、正式意見は出されておらず、2~3電話
で問合せがあった程度である。

厚生省からは特に異存はないようで、基本的には食品衛生法との関連をよろし
くということにつきると思う。農林物資規格法と食品衛生法との異なるところ
は衛生法には薬品も加えられている点であり、食品衛生法との関連は十分に検
討したことでもあり、問題はないと考えている。たゞ厚生省からは農林物資規
格調査会に諮る前に協議する機会を設けて欲しいとの希望が寄せられている。
公取委からは今日に至るも何の意志表示もなく、催促している段階である。

私の推測では公取委は外国の例と同様、日本でも規格を含めた統一的食品法をつくるべきだとの考え方があるようで、個別に協議することは差し控えたいということらしい。しかしそうした話合いすらなされていない。

消費者団体とも農林省の考え方を説明してきたが、消費者サイドの意向としては農林物資規格法が一步前進の姿勢であることは結構、しかし食品衛生法と規格法を一本にして新らしい食品衛生法が設けられることを望んでいた。

仮に規格法が法律化されても運用が変わるところがなければ今までと変わらないということになるが、今後の見通しとしては各省の協議が近日中に終ると見られるので厚生省とも打合せ3月の国会に提出したいと考えている。

厚生省では消費者法護基本法に伴い、食品衛生法の改正を考えていたが、最近の報道によるとその改正はあきらめた模様である。その理由は厚生省は①現在の法でカバーできると解釈していること②法の問題は字句よりその運用および人の問題であること③内部事情に忙殺されているためと思う。当初は農林省、厚生省の両庁で歩調を合わせ改正してゆく考えであったが、厚生省があきらめたためその事情は変ってきた。しかし厚生省はいやらしい態度ではないので厚生省が改正を見合せたとしても調和させてやって行けると考えている。いずれにしても国会に提出されるまでには糺余曲折はあるが、まとまるものと思う。内容については当初新らしい改正法と考えていたが、一部改正のかたちを取った。

まず従来の第二総則の1.目的のなかに消費者保護基本法にもとづき一般消費者の利益の保護に資するという内容を織り込んだ。2.の定義では農林物資の範囲につき輸入品を含め、さらに今まで飲食料品は個別に政令で定めていたが、これを止めて包括的に農林物資に含めること。表示は規格の一つであるとの観点に立ち、表示の基準を法律上でもはっきりさせたことである。

日本農林規格改正の問題点は表示の適正化であり、一般消費者に關係の深い加工食品等の農林物資に係る日本農林規格は、必ず表示の基準を含めて制定しな

ければならないこととし、JAS合格のものは表示もまた満たされているという定め方となる。

格付方法は都道府県が条例を定めて行なっていたが、その都道府県が格付けを行なう場合における格付けの方法は農林大臣が統一的に定めることとされている。

次に認定工場制も法律化される。登録格付機関の業務も当然増えてくるが「国品質保証」の観点からしても公共的性格が強く従ってJASの民間団体に対しては格付能力が過剰にならないよう配慮した。検査は広く公開すべきであるが、いずれにしてもJASの問題は制度より運用の問題の方が大事であり、今後どのように運用するかにかかっている。一応5年間を目標とし遂次品目をふやすとともに表示の基準が不十分なものなどを取りあげてゆきたい。

第4の表示の適正化の項はJASとは切りはなした表示の法律化である。

すなわちJASだけに頼っては表示が十分でないものが対象となっている。

6頁1の「表示の標準」は内容と表示の問題であり、「書くところ」と「その書き方」の2つで定められている。ただしJAS規格のある場合は表示と矛盾しないよう考慮される。

7頁の(1)は名称制限の問題がとりあげられている。例えば魚肉の表示の標準を定めたとしてカマボコと似ている製品を○○カマボコとして逃げられる等の問題があり、一般消費者が誤認しない表示とすることを基本とした。従ってこういう名称が使用できるのはこういう範囲に限るというように規制を行なう。但し名称制限の規定もJAS規格と合わせるようにした。

8頁の2の「指示等」については表示を守らない場合はその旨を公表することができるものとした。それでも守らないものは「表示に関する命令の(1)で守れとの命令を発することになる。この命令を出せば従わない場合、命令違反となり罰則につながる。いわゆる監視態制の強化である。

9頁の(1)項は例えばハムソーセージならその製造業者以外の業者にも守らせることができるという条項である。また(2)はさらにきつい命令で販売してはならない

という条項。

以上が表示の義務制であるが、表示については販売、陳列禁止にまで及ぶという制度となる。このように違反しているものに対しては段階的に命令が発せられてゆく訳である。

第五は現行の「農林物資規格調査会」が「農林物資規格表示審議会」と改組になる。「第六その他の一」は規格証票を附された農林物資が日本農林規格に適合しないもの、表示が適正でないもの等に対してはその旨を農林大臣に申し出ができることになっている。しかしあ互いこうしたことに関しては協議してやろうという考えは今までと変わらない。』

宮崎課長は以上のような概略的な説明を行なったあと次に松岡課長補佐は缶マークに関する件を中心に農林省側の意向ならびに希望を述べた。

要旨は次の通り。

『缶マークの件』

『トップエンボスは必要があって出来たものだが、それは白缶時代に考えられた内容であり、その当時と現在とでは多少事情が変って来た。国内向けは特に印刷缶が主体となってきたため、品名記号が表示と重複することになり、従って農林省としては品名記号のうち原料の種類名、調理方法は省略することが出来ることにし、L・M・Sのサイズ、形状のみをうちこみ、缶胴にはサイズの記号がうちこまれた場合そのサイズあるいは内容個数の説明を印刷表示する建前に改めた。またエンボスの中段の工場記号については一工場で40種類も持っているところがあり、必要事態が生じた時でもその製造工場をただちに知るということが困難となってきている。無論必要があってこのようになったとは思うが、工場の固有な用途以外に使われている傾向が見受けられる。この点を改めてゆきたいことと、もう一つ製造年月日の問題であるが、現在4文字の記号で統一的に缶詰は表示されており、農林省はさきの国際規格会議でもこの表示法による世界各国統一提案を出したが、一部の賛成を得ただけで総スカンを喰った。無論そうなる

ことは承知のうえで提案した次第である。しかし最近、世界各国の考え方とは逆に国内消費者団体から製造年月日を記号によらず明記せよとの声が高く、今後いかにしたらよいかが問題となってきている。食肉にあっては食品衛生法のうえから現在の表示方法は認めないという内容になっているが、むしろ食肉は長期保存のきく製品であり、厚生省に申し入れて運用上は従来の略号でよろしいということになっている。この製造年月日のエンボスの数は外国では5～6文字うつてあるものもあるが、我が国では4文字で普及し表示も大きくピンホールなどの危険度も少ない。しかし6文字入るではないかの論議もあり、検討中である。

特にこれと関連し、ジュース缶詰は2年以上経たものは危険との有識者の声もあり、また缶詰はものによって1年目はよいが2年以上経つと品質が落ちるなどの説明があったりして、それ見よの声が出ている実情である。これを一挙に変えるには問題があろうが、あとになって公正競争規約等で規制してもらうことはおかしいことでありそのようなことになんでも困ると考えている。記号のオーソライズは必要であり、むしろ記号を使わないと混乱を起すことになる。当初からオーソライズしてきめたことはそのまま取りあげてゆくという考え方である。

次に缶の5G缶についての記号は決めていないが、丸缶にあってはLMS等個数内容を表わす記号がある場合は、その内容を説明することにしたい。すなわちLMSの説明を書いて消費者の便にするととの考え方である。これをまず缶詰からやらせていただく。

〔缶マークのうち特に工場マークの件〕

厚生省は缶胴にそれぞれ製造所の所在地も書けというやり方であるが、そうなるといちいち印刷缶で地区の使い分けをしなければならなくなり、手持空缶が出るという問題ばかりでなく実際上不可能な状態になりかねない。そこで農林省はA-1はどこの工場というように一連にし工場は一つの記号だけということにしたい。問屋において仕分けするためのマークという事情はよく判るが、一工場で40種もマークがあるとなると記号でよいという理由もうすらいでくる。この点

問屋サイドで考えていただき缶マークはどうあるべきかを検討してゆきたい。』以上缶マークに関する主要な点の説明が行なわれたが、日缶協隅野専務より、工場マークについてはメーカーはメーカーなりに固有のマークがあり、その固有のマークを認めていただきたいとのパッカー意見がある旨、要旨、また農産缶工組の山内専務理事はメーカーサイドでは思想統一がなされていないので早急に検討したいとの発言があった。この件に鑑し全缶協側は規格部会で協議した結果の地区別一連番号制について概略的なところを伝え正式には理事会において決定したうえ全缶協側の統一意見として具申したい旨、農林省側へ非公式にその内意を述べた。

[そ の 他]

1. 英文表示について

農林省としては必要表示が日本文字で書いてあれば英文が表示されてもよいとの論議を行なっているがこれと関連して特にジュースの名称が問題となっている。ジュースの名称についてはみかんの生産者側は年々みかんが増産される傾向にありこれを如何今後に捌いてゆくか、そういった点を懸念しており、その一つの考え方として生産者団体は100%の果汁含有のものを「ジュース」と呼称できるように規制せよとの意見が強い。現在の「ジュース」の呼称には極端なものでは「粉末ジュース」までジュースと呼ばれているが、農林省としては果汁分をいくらつかっているかを明確に示せばよいとの考え方であり、100%果汁でなければ「ジュース」と呼べないという説は将来の方向としては考えてもよいが妥当でないという立場をとっている。ただし、消費者団体は果汁100%に賛成しており、公取委からは「ジュース」の名称を規制せよといつてきている。

2. 缶大型缶の業務用について

業界からの要望があり、このたび日本農林規格を設けたが、これは2月13日の加工食品部会にかけて最終的に決定する。ここでいう大型缶は18缶、9缶のことである。缶大型缶は消費者が対象でなく業務用を前提としてお

り、規格上は等級別に1等・2等・3等とした。それ以外のものは格外又は規格外とする。しかし「格外」と呼ぶより「等外」と呼ぶ方が妥当と考えているので今後は格外のことを等外と呼ぶようにしたい。従来「不合格」と格付けされていたものも商品表示の立場上、「等外」とする。なお簡大型缶のJASマークは二重マークとし、責任の所在を明確化するうえからも格付機関の名を書くことにした。

3. アスパラガスの規格改正について

アスパラガスの規格をなるべく簡略化してゆくため、ホワイトにあってはペールチップドが廃止となり、従ってホワイトとグリーンチップドの2種のみということになった。このため選別詰はホワイトのみ、混合詰はグリーンチップドであるので従来のように、選別詰、混合詰の使いわけは必要なく、これを使うと重複することにもなるのでホワイトとグリーンチップドの文言で整理することになった。そのほか前規格と変ったところはホワイトにあっては標示の項の4.グリーンチップドにあっては標示の項の5.で「場合の記号は……」となつた点で表示の場合はホワイトはAWW、グリーンチップドAWRとなる。またアスパラの基部の太さを表わす記号は区分に従って缶に打ち出し、又はこれを印刷し、「かつその読み方を明記であること」と変更になった。

4. 学校給食に関する缶型のJAS規格について

学校給食はすべて大型缶であるが、もも・洋なし・和なし・りんご・みつ豆・寒天シラップ・ニューコンビーフ等の大型缶についてはJAS規格の中に入れていかなかったが、これらの大型缶はJASによらざるを得ない実情となり、上記品目等については1号缶を追加することにした。

ただL・M・S、スライス、糖度等の問題は十分検討がなされていないので意識的に入れることにし、固形量と缶型のみが規格化される。

なお不合格となった場合でも事務処理上格付される訳でありその旨は表示しなくてもよい。

5. JASの等級設定について

以前からJASはスタンダード一本であるが公正競争規約の特選等と関連し、等級別を設定すべきではないかと考えている。あるものについては設定して欲しいとの希望もあり、今後具体的に作業をつめてゆきたい。大雑把には割に簡単なことだと思っているが、4.0点以上を等級、それ以下を標準とし、特級は大きく表示するのだという意志表示がよいのではないかと考える。ここで割切つて特選を表示し格差をつけて問屋も取引きすれば全般的によいのではないか、そういう考え方方が実施論からいつてもベターである。

缶詰用黄桃に関する検討会

全国販売農業協同組合連合会（会長 横山根治氏）では黄桃缶詰についての内外実需者の嗜好の動向、缶詰加工技術上からみた品種の問題等を中心に、缶詰用黄桃生産についての当面する諸問題につき、関係業界の権威者の意見を聴取りし、全販連の指導指針とする目的をもつて、2月3日午前11時より午後4時まで東京・大手町の農協ビル6階第1会議室において、「缶詰用黄桃に関する検討会」を開催した。

司会は農林省園芸試験場長農学博士の森英男氏がつとめ、全販連顧問東大名誉教授農学博士浅見与七氏の挨拶につづき活発な検討会が展開された。

この検討会の論点とされたところは、現在まで缶桃種の育成には学者陣を動員して日本の缶詰用桃を造りはじめ、その品種も缶桃2号、5号、12号、14号、錦、明星等を相次いで開発してきたが、一方期待していた缶詰輸出は一向に伸びない実情であり、国内生産者も引合わないため、折角苦労して育てた木を切取つて他のものの栽培に転向するといった例も見られるようになつてきた。そうかと思うと昨年などは減産のため原料価格が例年になく高騰し、これを好感した農家はまた増植に熱を入れはじめるといつたように缶桃種の栽培そのも

のが定着していないきらいがある。こうしたことから缶桃種は魅力がなく、大久保種などの白桃をよしとする議論が支配的となり。いままで積極的姿勢で開発に努力してきた学者技術陣にとつては大きな悩みの一つとなつてきた。一体、缶桃種は日本では将来性がないものなのどうか。必要度を高く買われて育成してきた缶桃種がだめだということであれば、今後どのように改良してゆくべきか、どのような品種の開発をすべきかを浅見教授等は訴えていた。こうしたポイントとなるべき浅見提案に対し、全缶協会長浅井二郎氏は次の 8 点に要約し今後の缶桃種の指針について語つた。

※ 浅井会長の見解内容

『缶桃種に関するご提案について考えて見るに、問題点は私は次の 8 点に要約されるのではないかと思う。

すなわち、①缶詰用桃の存在価値如何 ②白桃と黄桃との需要度 ③計画的な品種改良。以上の 8 点である。

さきほど缶桃種は見込みがなく、大久保種等の白桃がよいとの議論があるといわれていたが、どなたが、どういう理由でそういうわれたのか私はその否定する根拠を疑うものである。缶桃種はいままでの研究成果によつて立派なものが実つており、生産者が木を切り取るという傾向は研究成果の問題でなく、それ以後に生ずる製品市場形成上の問題であると考えたい。また海外において日本の黄桃缶は人気が出ず、白桃がよいというのは黄桃缶に対する品質の問題ではなく価格条件が悪いためである。

第 1 に桃の生産に対する農家への指導理念が確立していないこと。たゞ作れ造れで農林当局、農業団体は生産物は唯高価に販売すれば良いと云う態度で今日まで経過し、農家と加工との関係にアグリービジネス指導理念がなく、加えて

缶詰のメーカーの姿勢も目先きの利害関係を追うことのみで、販売業者同様ビジョンに欠けていた点が挙げられる。それに原料集荷構造の確立がなされておらず、これらが缶桃種の成長に大きなブレーキとなつたと見られる。

要はいかに原料価格を安定させるかにあり、この問題を除いてはいかなる品種を開発しようとも必ず行き詰る結果を招来することになろう。

第2に白桃と黄桃についての需要度の問題であるが、これは国内市場と輸出市場とに大別される。まず国内市場においては白桃缶80%、黄桃缶20%の生産割合と見られ、白桃缶は主として家庭用が中心であるのに対し、黄桃缶はその大部分が製菓材料用、フルーツパーラー用、料理のつき出し、あるいはデザート用として業務用に消費されている。従つて国内市場においては黄桃缶は家庭になじみが薄く、味の点では白桃に劣らないうまさがあるに拘らず、なぜ普及しないのかという問題が提起される。たしかに長い歴史と習慣から来る嗜好という問題があるが、かつて米国のマヨネーズを日本にはじめて取入れた時のキューーピーは、アメリカのマヨネーズそのものを受入れたのではなく、日本人好みの酸味に合つた製品をつくり出したことで今日のマヨネーズがあるのであつて、もし米国のマヨネーズそのままの味を取り入れたとしたら決して成功しなかつただろうと思われる。また同時にそれを普及する努力も不可欠な条件であり、黄桃もその意味において時間はかかるが順次知らせてゆけば必ず歓迎される商品となろう。輸出向けにあつては白桃は人気があり、黄桃はあまり喜ばれないという見方がされている面もあるが、この問題にしても価格さえミートすれば黄桃も白桃同様海外市場開発は見られるようになると思われる。

むしろ価格がミートすれば黄桃の人気が移行することも考えられる。

第3に計画的品種改良のあり方は決して誤つてはいないと思うが家庭用に普及するためにはもつと軟らかい、しかも肉崩れのしないものに改良してゆけばよいのではないか。そして原料価格が安定し、積極的にPRを行なえば倍増しても消化は可能であり、そうした努力さえなされれば、黄桃の売れる市場とするこ

とも困難ではない。私が特に要望することは缶詰に製造し易い品種、即ち腐敗性が低く、取扱上に耐久性があり製造歩留のよい品種等が改良品種によつて解決されるならば、缶詰の生産性は大いに上がると思う。

公正競争規約施行後の旧版標示による 印刷空缶の取扱いについて

来る3月2日から公正競争規約が施行されるので、去る2月10日全国缶詰公正取引協議会常任理事会を開催し、規約施行の日前に製造した印刷缶による缶詰の取扱いについて、つきの措置を決定したのでお知らせする。

公正競争規約第3条の規定に触れる点がある従来の印刷空缶でも、取引協議会の了解を得れば、規約の附則2の規定にもとづき3月2日以降に使用してなんら問題がない。すなわち、流通面においては日限の制約はない。

したがつて、3月1日現在の在庫印刷空缶について下記のとおり報告願いたい。なお、3月2日以降9月1日（現在一応9月1日までときめているが、今後の状況によつて延長することもあり得る。）までに製造した印刷空缶は、附則2の規定により使用できる。9月1日現在の在庫印刷空缶の処置については改めて通知する。

記

1. 報告する印刷空缶の標示の事例

品名、形状、品種などが主要部分を外れて示されているもの、形状を示す用語「ピーセス（^{○ ○ ○}小切れ）」、「ボタン状」……が規定どおりでないもの、原材料名が説明文中にのみ記載されたものなど。

2. 報告の手続き方法

(1) 報告する印刷空缶 3月1日現在の在庫数量

(2) 報告先 全国食品缶詰公正取引協議会会長 田上東稻 宛

(日本缶詰協会内)

(3) 報告書に記載する事項

(イ)品名 (ロ)缶型 (ハ)数量(ケース(百単位)入数) (二)ブランド名 (ホ)使用完了予定日 (ヘ)空缶の保管場所 (ト)規約に抵触する事項(記載事項は次の事項のうち該当するものの番号を報告のこと。)

- 1.品名 2.原料の品種 3.形状 4.品位 5.原材料 6.食品添加物
7.原料の配合割合 8.量目 ならびに報告の理由 (チ)見本の空缶を1缶あて送付のこと。

報告書の記載要領は下記のようにされたい。

(4) 報告期限 できるだけ早目に報告のこと。

報告事項の記載例 品名、缶型別数量に分類すること

品 名	みかん	みかん	まぐろ 野菜 煮	フルーツ みつ
缶 型	4号缶	5号缶	ケイタイ缶	5号
数 量	5200C/S 4打入	3500C/S 4打入	1000C/S 4打入	3500 4打
ブ ラ ン ド	ハッピー	ハッピー	日本印	ハッピー
使用完了予定日	4.4.3未	4.4.3.20	4.4.8未	4.4.6.
空缶の保管場所	本社工場	○○工場	本社工場	本社工
規約に抵触する 事 項	1	1 6	5	1 7

第3回 統一伝票促進懇話会

日 時 昭和44年2月27日 14:00~17:00時

場 所 日本商工会議所 会議室

懇話事項

(1) 伝票統一化施策について

通産省企業局商務第一課 課長補佐 浜岡 平一 氏

(2) 懇話会経過報告

事務局 雨宮 芳夫 氏

(3) 会員団体経過報告

(4) 伝票の様式について

(5) 伝票の種類、枚数について

(6) 今後の進め方について

※ 懇話会の概要

統一伝票促進懇話会は、旧ろう13日にその第1回目の会合を開き、今回で3回目の会合となるがこれは通産省からの要請にとづき全缶協、その他業種6団体の委員構成で発足しているもの（全缶協1月号参照）。通産省でも44年度予算として、流通合理化促進費（7.880千円）のうち、伝票統一化普及指導費として58万8千円を計上して積極的に取り組んでいる。

第3回目の懇話会では、新たに東京都食品卸同業会に他6団体が加わり計12団体となつたがこの懇話会での打合結果、A5版よりB4版 $\frac{1}{3}$ が好ましいという意向が強く、一応懇話会としては、B4版 $\frac{1}{3}$ 採用に統一したかたちで通産省に申請しようという考えにまで煮詰めた。また伝票の種類、様式、枚数等は業界の自主的判断に任せたいという方向にあるが、通産省では3月中旬に学識経験者、

業界代表による調査委員会を発足させたいとの意向があり懇話会からは雨宮氏が代表参加する、なお統一伝票について通産省はアンケート調査などを行なつたうえ、44年度中にモデル案を作成する予定である。

統一伝票促進懇話会参加団体

(事務局) 東京都中央区日本橋富沢町8 綿商会館内 雨宮芳夫

(TEL (662) 2251(代))

団体名	委員名	事務局所在地 電話
東京織物卸商業組合	西村 清 (マタエ西村 社長)	中央区日本橋富沢町8(綿商会館) (662) 2251
東京金物連合商工協同組合	藤井 吉兵衛 (藤井商店 社長)	中央区日本橋小伝馬町2の3(大和ビル) (662) 7671
東京都菓子卸商業組合	長谷川 武 (ハセガワ 社長)	台東区入谷1の18の7(東京菓子会館) (874) 3500
酒類食品事務合理化研究会	鈴木 崇 (鈴木洋酒店 店社長)	中央区日本橋室町3の2(鈴木洋酒店ビル) (270) 7611
全国缶詰問屋協会	北田 久雄 (事務局責任者)	中央区日本橋通3の8(八重洲通ビル) (273) 9289
東京都食品卸商業会	小林 忠次郎 (同上)	中央区日本橋通1の4(国分商店ビル) (271) 5551
全国卸売酒販組合中央会	山田 聖太郎 (同上)	中央区新川1の2 (551) 3615
ビール卸売酒販組合中央会	森岡 喜典 (同上)	中央区京橋2の1(昭和ビル) (561) 8386

全日本ゴム履物卸商業組合連合会	佐野安正 (事務局責任者)	台東区雷門2の18の5(埼玉銀行ビル) (843) 2581
日本医薬品卸業連合会	木田栄二 (同上)	中央区日本橋通2の1(竹扇ビル) (271) 8564
日本チェーンストア協会	宮沢 洋 (同上)	港区西久保明舟町11(第11森ビル) (503) 2826
日本セルフサービス協会	大西栄三 (同上)	渋谷区広尾5の23の5(長谷部ビル) (444) 7241

公正競争規約についての説明会

公正競争規約説明会は具体的な内容についての周知徹底を図るため、全国主要都市で開催されてきたが2月12日は東北地区を対象として、富士銀行仙台支店において開催、2月14日には第15回かに、さけ、ます缶詰研究会と兼ねて函館市新川町14の共愛会館で開催した。

会員消息

株式会社東京北洋が設立

中屋と大森缶詰(株)が相寄り経営の合理化並に将来への飛躍を目的として合併、3月1日付をもつて株式会社東京北洋が設立され、代表取締役には、

取締役社長 内藤孝作氏

取締役副社長 高橋三雄氏

が就任する。

電話局番変更

※ 合資会社小浅（愛知県知多郡横須賀町）の電話局番が2月19日から2桁となつた。

(0562) 32~5252 (代) 本町店

(0562) 32~2278 卸部

なお住居表示も4月1日より変更となる。

東海市横須賀町1の割13番地。

※ 株秋田県水（秋田市大町1~4~24）の電話局番が2月23日から変更となつた。

秋田 (0188)

本社 23局 7321~3

食品部 23局 6261~3 24局 3715

事務局報知

筒缶詰全国大会の開催要綱

筒缶詰全国大会は次の要綱にて開催されますので、筒缶詰取扱いの全缶協会員は振つてご参加下さい。

1. 日 時 昭和44年8月8日(土) 13:30時~

2. 場 所 長崎県島原市弁天町 7338

南風樓 TEL 島原 (09562) 5111

3. 主 催 日本缶詰協会

4. 協 賛 日本農産缶詰工業組合、九州缶詰製造協議会、全国缶詰問屋協会
 5. 会 費 1名に付 金4,000円也（当日会場受付で受領）
 6. 大 会 議案1) 一般情勢報告
 - 2) 44年度だけのこ缶詰生産計画に関する件
 - 3) 44年度需給経過と44年度需給見通しならびに輸出入状況に関する件
 - 4) 討 議
 - 5) 次期開催地に関する件、その他
- なお議事に先立つて日本缶詰検査協会より「大型筍缶詰のJAS規格」についての講演を予定しているほか議事終了後、17:30～19:30時まで懇親会が開催される。
7. 出席通知 出席希望書は2月末日までに日本缶詰協会、筍缶詰全国大会宛に申込こと。

沖縄パイン缶詰のテレビ・ラジオ宣伝実施

沖縄パイン缶詰のテレビ、ラジオによる宣伝が沖縄輸出パインアソブル缶詰組合により2月10日～8月31日迄、東京はNET、ラジオ関東、大阪は読売テレビ、毎日放送から、テレビは15秒スポット、ラジオは10秒スポットで実施中でありますので、ご高覧いただきたくお知らせ致します。

